

『旅行トラブルの裁判例と実務』

目次

**序章 旅行契約に関する裁判例の概要**……………1

〔表1〕 旅行業等の登録制度……………2  
〔表2〕 旅行契約の種類……………3  
〔表3〕 募集型企画旅行契約における旅行業者の債務……………5

**第1章 契約締結等に関する裁判例**

**判例1 旅行先の入国情報についての説明義務**……………12

京都地判平成18年3月28日裁判所ウェブサイト／大阪高判平成18年10月11日判例集未掲載（控訴審）

フィリピンへの入国の際、身体に入れ墨があるとして入国拒否を受けた旅行者が、旅行業者に対し、説明義務違反による損害賠償を求めたが、説明義務を否定した。

**Keyword** フィリピン 入れ墨 入国審査 説明義務

**判例2 パンフレットの記載内容と旅行契約の内容との齟齬**……………18

大阪高判平成13年2月7日判タ1069号237頁／〔原審〕大阪地判平成11年6月23日判タ1069号238頁

パンフレットの記載に不明確な部分があるときには、それを作成した旅行業者側に有利に解釈すべきではなく、旅行業者には国内線の手配債務がある。

**Keyword** グアテマラ ホンジュラス 国内線乗継便の手配 パンフレット 条項作成者不利の原則 説明義務

**判例3 誤表示代金による旅行契約の予約の成立**……………25

東京地判平成23年12月1日判時2146号69頁

旅行業者が、ウェブサイトでの料金誤表示について訂正することなく、

予約の成立を明示して旅行代金の支払を求める旨の電子メールを旅行者に送信したときは、旅行業者の錯誤の主張は許されない。

*Keyword* ウェブサイト 料金誤表示 予約 錯誤

**判例 4** 途中停車駅発着時刻の契約書面への記載の要否……………29

東京地判平成22年7月2日判例秘書

旅行代金に含まれるかが問題となる旅行サービスに関する事項については、ある程度細部にわたるものも旅行日程として契約書面への記載が必要である。しかし、鉄道愛好家向けの募集型企画旅行であっても、途中停車駅ごとの発着時刻は、契約書面に記載が必要な旅行日程にはあたらない。

*Keyword* 国内 鉄道旅行 旅行日程 契約書面 取消料

**判例 5** 日程表における集合時間の記載……………34

名古屋高判平成25年1月18日ウエストロー

募集型企画旅行において、本来の集合時間は「18日午前0時」であったが、旅行案内文には集合時間が「18日24時」となっていたため、集合時間を誤信して旅行に参加できなかった事案においては、旅行業者に過失が認められ、損害賠償請求が一部認められる。

*Keyword* 海外 集合時間 日程表 誤記

**判例 6** 航空券における旅行者氏名のスペル訂正……………40

千葉地判平成13年1月29日ウエストロー

航空券のスペル訂正処理につき、事実上旅行者の交替の場合と同様の手間を要したとしても、そのような顧客にはうかがい知ることの困難な理由をもって、直ちに、「旅行者の交替」の規定が類推適用されると解釈することはできない。

*Keyword* 海外 航空券の氏名訂正 旅行業約款 旅行者の交替  
旅行者の過失

**判例 7** 旅行のパンフレットと広告規制……………45

東京地判平成18年9月5日判例秘書

広告に掲載する説明やイラスト等は、実際に提供されるものと同一のものを用いることが望ましいが、本件旅行において控訴人らの期待が裏切られたことは、債務不履行や不法行為に該当するものではない。

*Keyword* キノコバーベキュー 広告 イラスト 景品表示法 公正競争規約

**コラム** 旅行業者が排除命令を受けた事例（審決）……………52

**判例 8** 契約責任者の権限濫用……………57

東京地判平成21年7月30日ウエストロー

詐欺被害者らを手配旅行に誘った加害者が契約責任者として行為した場合、その加害意図を認識していた等の特段の事情がない限り、旅行業者は、旅行者たる被害者に直接連絡をしたり、旅行の申込みを受け付けないようにする義務はない。

*Keyword* 契約責任者 不法行為

**判例 9** 旅行契約の成立とウェイティング……………61

東京地判平成24年11月22日ウエストロー

旅行説明会に参加した旅行者が、帰宅後、電話勧誘を受け、カード番号を伝えたところ、旅行業者がウェイティング登録をしたうえ、予約可能となった旨の通知をした事案においては、旅行契約の成立が認められる。

*Keyword* クルーズ旅行 旅行契約の成立 ウェイティング 募集型企画旅行契約の成立

**判例10** 旅行者に対し仕入取引の条件の開示を不要とする標準旅行業約款の違法性の有無……………66

東京地判平成20年8月26日ウエストロー

旅行業者は仕入取引の条件について旅行者に開示することを要しない旨規定する旅行業法施行要領は、企画旅行契約の性格から認められる法解釈を明らかにしたにすぎず、旅行者の権利を制限するものではない。

*Keyword* 標準旅行業約款 旅行業法施行要領 旅行業者の第一次的責任 旅行代金の内訳明示

**判例11** 無登録業者による旅行手配のミス……………73

東京地判平成13年5月22日ウエストロー

旅行業の登録を受けていない無登録業者も、旅行に必要な手配を行うことを内容とする委任契約上の義務を負うことがあり、その手配を怠った以上は債務不履行による損害賠償責任を負う。

*Keyword* ハワイ 無登録業者 結婚式 手配旅行 旅行業登録制度

## 第2章 手配債務に関する裁判例

<b>判例12</b>	ホテルのサービス内容等に関する旅行業者の説明義務……………78
	東京地判平成15年10月29日判例秘書

旅行業者が作成したパンフレットに記載されているホテルを利用した際、浴室の栓がない、トイレの水が流れない等の事情があったとしても、旅行業者に説明義務違反はない。

*Keyword* サイパン ホテル サービス不十分 手配債務 パンフレット

<b>判例13</b>	旧約款における手配債務の不履行……………82
	東京地判平成7年10月27日判タ915号148頁

旧標準旅行業約款においては、海外固有の事情によって手配業者を選択の余地がなければ免責が認められており、手配業者の債務不履行があっても旅行業者は損害賠償責任を負わない。

*Keyword* 中国 手配代行者 旧約款 手配債務 添乗員

<b>判例14</b>	手配債務の不履行……………85
	福岡高判平成13年1月30日判例秘書

募集型企画旅行において、旅行サービスの内容に不備があったことは認められるものの、政府機関（サウジアラビア航空）の管理下で旅行が実施され、旅行内容等につき旅行業者による介入が困難であった等の特殊事情から手配債務の不履行等は認められない。

*Keyword* サウジアラビア サウジアラビア航空 国家機関 手配債務 サービス内容の不手際

<b>判例15</b>	ピョートル大帝夏の宮殿内部の入場観光の不実施による損害賠償……………90
	東京地判平成23年9月13日ウエストロー

募集型企画旅行において、旅行日程として予定し、口頭でも確認されて

いたピョートル大帝夏の宮殿内部の入場観光が実施されなかったことにつき、旅行業者の債務不履行が認められる。

*Keyword* ロシア パンフレット 手配債務 損害算定

**判例16** W杯サッカー観戦ツアーにおける手配債務の不履行……………98

①名古屋地判平成11年9月22日判タ1079号240頁／②京都地判平成11年6月10日判時1703号154頁

ワールドカップ試合観戦を旅程に組み込んだ募集型企画旅行における旅行業者のチケット手配の不備に関し、債務不履行責任が認められる(①)。公式代理店との間でチケット購入契約をした以上、債務不履行はない(②)。

*Keyword* W杯サッカー 観戦チケット 手配債務 手配代行者  
公式代理店

**判例17** パック旅行の内容変更につき旅行業者の債務不履行責任を認めた事案……………108

東京高判昭和55年3月27日判タ415号117頁

旅行出発前のオーバーブッキングのため航空機手配ができなかったが、旅行業者はその旨を旅行者に告げないまま旅行に出発し、結果的に旅程変更が生じた事案においては、債務不履行を理由とする慰謝料の請求が認められる。

*Keyword* 海外 航空機 オーバーブッキング 手配債務 損害算定

## 第3章 旅程管理債務に関する裁判例

**判例18** 旅程変更について、旅行業者に慰謝料の支払を命じた事案……………114

東京地判平成9年4月8日判タ967号173頁

新婚旅行として海外募集型企画旅行に参加した旅行者が、クルーザーでの移動を、無断で、小型水上飛行機での移動に変更された事案について、旅行業者の過失が認められ、慰謝料の請求が認められる。

*Keyword* オーストラリア 新婚旅行 クルーザー 旅程変更 慰謝料 旅程管理債務

**判例19** 添乗員によるツアー旅行中の顧客の置き去り…………… 120

岐阜地判平成21年9月16日（控訴審）判例秘書

募集型企画旅行において、参加者が添乗員の指示に反して参加者らの一団から離れて買い物をしている間にバスに置き去りにされた事案について、置き去りにされた参加者の旅行業者に対する使用者責任に基づく損害賠償請求が一部認められる。

**Keyword** トルコ 置き去り 添乗員 安全確保義務 過失相殺  
旅程管理債務

**判例20** 博物館閉館による旅行業者の責任…………… 125

東京簡判平成14年9月26日裁判所ウェブサイト

海外募集型企画旅行において、見学予定だった博物館が急遽休館となり見学できなかったため、旅行業者が代替サービスとして別の観光地への案内と飲食サービスを提供した事案について、旅行業者は旅程管理債務を適切に履行したと認められる。

**Keyword** 中国 手配債務 代替サービス 旅行内容の変更 旅程  
管理債務

**判例21** 旅行業者の責任と変更補償金…………… 131

東京地判平成26年5月28日ウエストロー

NGOのA団体が企画し、Y<sub>1</sub>社が募集型企画旅行として主催したクルーズ旅行において、数々のトラブルが生じた事案について、Y<sub>1</sub>社、A団体の共同代表者Y<sub>2</sub>および船舶B号を運航したY<sub>3</sub>社にはいずれも過失はないから損害賠償責任は負わず、本件旅行には変更補償金の支払事由もない。

**Keyword** クルーズ旅行 船舶の変更 入港・出港日の変更 寄港  
地の変更 変更補償金 旅程管理債務

**判例22** 空港ストによる代替便の選択…………… 141

東京高判平成5年3月30日判タ863号216頁

空港でのストライキのために、予定の航空便が運行せず、最初の旅行目的地における旅行が実施できなかった事案について、代替手段の実現可能性が乏しいことから、旅行業者の勝手と旅行目的地に行けなかった結果との間に相当因果関係は認められない。

**Keyword** アテネ 航空券 因果関係 空港スト 旅程管理債務

**判例23 ツアータイトルに掲げられた旅程の変更**…………… 146

東京地判平成26年11月28日ウエストロー

ツアータイトルに掲げられた旅程が渋滞等の理由により行われなかった事案について、その旅程が何を差し置いても優先されるべき旅程ではなかったことや旅行内容の変更が最小限にとどめられたことから、代替サービスが講じられていなくても旅行業者は債務不履行責任を負わない。

*Keyword* 白川郷 五箇山 渋滞 バス 旅程変更 パンフレット  
旅程管理債務

**判例24 予定されていた航空便に搭乗できなかった場合の旅行業者の旅程管理債務**…………… 151

東京地判平成27年6月19日ウエストロー

海外募集型企画旅行において、出発日の積雪のため旅行者が航空便に乗り遅れた事案について、翌日出発の航空便への無料振替が事実上不可能であり、有料で航空便を手配せざるを得なかった場合は、旅行者の錯誤や、旅行業者の旅程管理債務不履行は認められない。

*Keyword* モルディブ 航空券 無料振替 説明義務 旅程管理債務

**判例25 参加者一人だけ当日の振替便に搭乗できなかった場合における旅行業者の債務不履行責任**…………… 156

東京地判平成28年5月23日判例秘書

濃霧という旅行会社に帰責性のない事態により旅行契約の内容を変更したが、トラブルが生じた際の具体的な状況や添乗員の行動を踏まえ、変更の幅ができる限り小さくなるよう努力をし、説明を行っており、旅行業者に旅程管理債務および説明債務の不履行はない。

*Keyword* ロンドン 振替便 濃霧 説明義務 旅程管理債務

**コラム** ロンドンと霧 …………… 163**判例26 ホテル変更の説明義務**…………… 164

東京高判平成27年10月20日ウエストロー

旅行開始後、パンフレット記載のホテルが変更された事案について、ホテル側のオーバーブッキングでの予約取消しに対し、旅行業者はできる限りの対応をしたため旅程管理債務の不履行は否定されるが、速やかな説明

義務の不履行があり、各5万円の慰謝料請求が認められる。

**Keyword** モンサンミッシェル ホテル 旅行内容の変更 説明義務 旅程管理債務

**判例27** 「テロリスト」発言による搭乗拒否と旅行代金返還請求 …… 176

東京地判平成27年7月8日判例秘書

募集型企画旅行において、ツアー出発便の搭乗手続で、旅行者が自らをテロリストと称した言動等を契機に航空機への搭乗を拒否されてツアーに参加できなかった事案について、搭乗拒否は旅行者の帰責事由によるものであり不可抗力ではないため、旅行代金の返還請求は認められない。

**Keyword** 海外 航空機 搭乗拒否 国際運送約款 旅程管理債務

**判例28** パック旅行の内容変更につき、旅行者に慰謝料の支払を命じた事案 …… 184

神戸地判平成5年1月22日判タ839号236頁

オーバーブッキングによる宿泊施設の変更の場合でも、旅行者には旅程変更に関する説明義務があり、これを怠り、旅行者に対し、解除を検討する機会を与えなかった場合は、債務不履行による慰謝料の支払義務が認められる。

**Keyword** カナダ ホテル オーバーブッキング 解除権の説明義務 損益相殺 旅程管理債務

**判例29** 同時多発テロ発生による解除権発生の告知義務 …… 193

東京地判平成16年1月28日判例秘書

同時多発テロによる情勢悪化により、旅行約款に基づく取消料の負担のない解除が認められる状況にもかかわらず、旅行会社が説明を怠り、旅行者に解除を検討する機会を与えなかったことは債務不履行にあたる。旅行代金相当額ではなく機会損失に対する慰謝料相当額の請求が認められる。

**Keyword** 中央アジア 旅行者からの解除権 説明義務 同時多発テロ 海外危険情報 旅程管理債務

**判例30** 旅行内容変更に伴う旅行代金の減額 …… 203

東京地判平成19年3月26日ウエストロー

旅行者が旅程内容変更権限を行使して宿泊施設を変更した結果、宿泊代金が減額となった場合には、旅行者は旅行者に対し、その減額分を返

還しなければならない。

*Keyword* 旅行者の第一次的責任 旅行内容変更に伴う旅行代金の増減 旅程管理債務

**判例31** ネパール大地震後の交通規制を調査しなかった旅行者に損害賠償責任を認めた事例…………… 208  
大阪地判平成31年3月26日判タ1465号211頁

ネパール大地震後、旅行者からの問合せに対し、問題なく出発できると回答した旅行者が、実は交通規制公告を見落としていた場合、情報提供義務の懈怠を理由に、任意解除権が行使されたときの返金額等の賠償責任を負う。

*Keyword* チベット 解除権の説明義務 地震後の交通規制 損益相殺 旅程管理債務

## 第4章 安全確保義務に関する裁判例

**判例32** 旅行中のバス事故①～飛騨川バス転落事故…………… 222  
名古屋高判昭和49年11月20日判タ318号121頁

旅行(国内)中のバスの交通事故について旅行者の過失は認められない。

*Keyword* 国内 バス 転落事故 国家賠償 土砂災害 安全確保義務

**判例33** 旅行中のバス事故②～請負契約の成否、使用者・被用者関係の成否…………… 224  
静岡地判昭和55年5月21日ウエストロー

海外旅行中のバスの交通事故について、バスでの移動に旅行者と旅行者との間の請負契約の成立は認められず、また、旅行者と現地バス会社との関係について使用者・被用者の関係も認められない。

*Keyword* フィリピン バス 追突事故 請負契約 民法715条 安全確保義務

**判例34** 旅行中のバス事故③～安全確保義務の具体的内容…………… 227

東京地判昭和63年12月27日ウエストロー

主催旅行契約上の付随義務として、旅行業者に安全確保義務があることは認められるものの、海外旅行中のバスの交通事故について、旅行者の調査不足と交通事故との間に因果関係は認められない。

*Keyword* パキスタン バス 転落事故 付随義務 安全確保義務

**判例35** 旅行中のバス事故④～安全確保義務の具体的内容…………… 232

東京地判平成元年6月20日判タ730号171頁

旅行者の安全確保義務について、現地の運送サービス提供機関の選定について旅行者が負う義務は、旅行先の国における法令上資格ある運送機関と運転手を配し、かつ、法令上運行の認められた運送手段を選定することで足りる。

*Keyword* 台湾 バス 転落事故 旅客運送人 添乗員 安全確保義務

**判例36** 旅行中のバス事故⑤～安全確保義務の具体的内容…………… 237

大阪地判平成20年9月30日交民41巻5号1323頁

旅行者の安全確保義務違反を問うる調査の内容は、移動手段の選択に伴い通常予測できる限度の危険性（未整備道路の土砂崩れの危険性など）の調査・把握に限定される。

*Keyword* 韓国 バス 盛土乗り上げ 添乗員 運行機関選定 安全確保義務

**判例37** 旅行中のバス事故⑥～安全確保義務の具体的内容…………… 242

東京地判平成25年4月22日ウエストロー

海外旅行中のバスの交通事故について、事故を起こしたバスがトルコの法令上必要となる許可を得ていなかったことを踏まえたとしても、バスについての点検・整備等に不適切な点があったことにより本件事故が発生したとはいえないことから、旅行者の責任は認められない。

*Keyword* トルコ バス 横転事故 運行業者選定 因果関係 安全確保義務

**判例38** 旅行会社から委託先バス会社への求償と過失相殺…………… 250

大阪地判平成21年4月20日判例秘書

バスツアー中の交通事故について、損害賠償責任を負担するのは第一次的にはバス事業者であるが、事故の原因がバスの運行に関する無理な状況にあり、当該状況の作出に旅行業者が関与している場合、旅行業者にも一定の責任が認められる。

*Keyword* スキーツアー バス 衝突事故 過失相殺 求償 安全確保義務

**判例39** 安全確保義務違反（航空機の墜落事故における旅行会社の責任）… 259

東京地判平成22年12月24日ウエストロー

外国への募集型企画旅行において、旅行会社が手配した外国航空会社の運航航空機が墜落し、保険に加入していなかったばかりか、マニュアル違反の運航が常態化していた場合でも、旅行会社には、安全確保義務違反の責任は認められない。

*Keyword* サイパン 航空機 墜落事故 安全確保義務

**判例40** 安全確保義務違反（海外旅行中に搭乗した熱気球の事故に関する旅行業者の責任）…………… 265

大阪地判平成9年9月11日ウエストロー

海外旅行中に熱気球に搭乗したところ旅行者が事故に遭った事案について、信義則上、主催旅行契約であるか手配旅行契約であるかにかかわらず、旅行業者は安全確保義務を負うものの、本件の具体的事実関係においては旅行業者に過失は認められない。

*Keyword* ケニア 熱気球 旅行サービス提供機関選定 手配旅行添乗員 安全確保義務

**判例41** スキューバダイビングツアー死亡事故に関するツアー主催者の責任…………… 270

福島地郡山支判平成21年9月4日判時2062号134頁

スキューバダイビングツアーで参加者が溺死した事案において、参加者の相続人らが主催会社および同社従業員に対する使用者責任、安全確保義務違反、不法行為責任を追及したものの、いずれも認められない（特別補償責任は争点とされなかった）。

*Keyword* 国内 スキューバダイビング 溺死 特別補償 安全確保義務

**判例42** 安全確保義務違反（スキューバダイビング）…………… 277

大阪地判平成17年6月8日裁判所ウェブサイト

ダイビングツアー中の死亡事故につき、旅行業者の過失が認められるのは、当該ダイビングショップを選択するのが旅行者の安全確保の見地から明らかに危険であることが認識できた場合に限られることから、旅行業者の責任は認められない。

*Keyword* 国内 ライセンス講習中 溺死 安全確保義務**判例43** ダイビングツアー中の死亡事故につき旅行業者の責任を認めた事案…………… 283

東京高判平成7年8月31日判時1571号74頁

ダイビングツアー参加中の女性が、用を足しに赴いた岩場から転落し、約1時間放置されて死亡した事案において、引率者が危険な岩場で用を足すよう勧めたこと、救命用具や緊急時の連絡方法の準備もなかったことは、旅行業者の履行補助者による安全配慮義務違反が認められる。

*Keyword* 国内 転落 溺死 過失相殺 安全確保義務**判例44** スキューバダイビング中の死亡事故について、旅行業者自身がサービス提供者である場合において、旅行業者に債務不履行責任を認めた事案…………… 288

東京地判平成16年7月30日判タ1198号193頁

スキューバダイビング中の溺死事故において、旅行業者（スポーツクラブ）は主体となってサービス提供する債務を負っており、現地ダイビング提供会社の従業員は旅行業者の履行補助者である。ダイビング提供会社の不法行為責任とともに、旅行業者の債務不履行責任が認められる。

*Keyword* 国内 スキューバダイビング 溺死 履行補助者 認容  
安全確保義務**判例45** ダイビング事故についての特別補償…………… 294

東京地判平成26年10月3日判タ1414号336頁

海外ツアーで、現地ガイドが引率するダイビングにより減圧症となり、高次脳機能障害の後遺症を負った事案について、ガイドは旅行業者の履行補助者ではないため、旅行業者の安全確保義務違反は認められない。特別補償条項に基づく後遺障害補償金等の請求は認められる。

*Keyword* マレーシア スキューバダイビング 減圧症 特別補償  
安全確保義務

**判例46** 写真撮影台からの転落事故…………… 300

大阪高判平成7年2月27日ウエストロー

国内ツアーの補助添乗員（写真撮影者）には、ツアー客の写真撮影について安全配慮義務があり、写真撮影台からの転落事故が発生した場合、ツアー客からの申出の有無にかかわらず、適切な措置をとるべき保護義務がある。

*Keyword* 国内 兼六園 写真撮影台 転落 保護義務 安全確保  
義務

**判例47** 安全確保義務違反（海外旅行中に現地を歩いている際、自動車に接触した事故に関する旅行業者の責任）…………… 309

東京地判平成17年12月15日ウエストロー

海外旅行中に添乗員に従って歩行していたところ、旅行者が自動車と接触した事案において、添乗員が先導して歩行するようになった経緯等の事実関係に基づくと、添乗員の過失は認められない。

*Keyword* ギリシア 歩行中 添乗員 移動方法 安全確保義務

**判例48** 船旅における旅行業者の安全確保義務…………… 313

東京地判平成18年8月25日ウエストロー

旧主催旅行（現企画旅行）での船旅において、船室の同室者が結核に罹患していたため、主催者および旅行会社に対し、安全確保義務違反等を理由に損害賠償が請求された事案について、船旅における安全確保義務は果たされていたことなどから、請求は認められない。

*Keyword* 船旅 結核 特別補償責任 安全確保義務

**判例49** マラリアの危険性についての情報提供義務…………… 318

東京地判平成18年11月29日判タ1253号187頁

南部アフリカツアーに参加しマラリアに罹患して死亡した事案について、マラリア罹患の具体的危険性に関する予見可能性がなかったことから、マラリアの危険性に関する情報を積極的に提供する義務を有していたということはできない。

*Keyword* アフリカ マラリア 説明義務 安全確保義務

**判例50** 犬ぞり体験中の事故…………… 321

東京地判平成23年5月10日ウエストロー

海外募集型企画旅行を運営する旅行業者とは別の運営会社が主催するオプションツアーに参加した旅行者が事故に遭い傷害を負った事案について、当該運営会社は過去に事故歴がなく、また、顧客受入れの実績等の事情から、旅行業者にはサービス提供機関選定上の過失は認められない。

*Keyword* 北欧 犬ぞり オプションツアー 安全配慮義務 安全確保義務

**判例51** 乗馬留学の下見時に発生した落馬負傷事故についての現地指導員および旅行会社の損害賠償義務…………… 327

東京地判平成12年12月26日ウエストロー

乗馬留学の下見でオーストリアを訪れた際、落馬し負傷した旅行者が、現地指導員に対しては安全配慮義務違反、旅行業者に対しては使用者責任および債務不履行責任に基づき、損害賠償を求めたが、現地指導員の安全配慮義務違反が認められないため、いずれの請求も認められない。

*Keyword* オーストリア 乗馬 落馬事故 留学 履行補助者 安全確保義務

**第5章** オプションツアーに関する裁判例**判例52** オプションツアー中の溺死についての注意義務…………… 334

東京地判平成17年6月10日ウエストロー

募集型企画旅行のオプションツアー時に旅行者が海水浴場で溺死した事案につき、旅行者の相続人が、旅行業者に対して、海水浴場の危険性に関する告知義務違反を理由に債務不履行責任および不法行為責任に基づく損害賠償を求めたが、告知義務違反は認められず、請求は認められない。

*Keyword* タイ ビーチ 溺死 自由時間 オプションツアー

**判例53** パラセーリング（オプションツアー）中の事故についての旅行業者の責任…………… 339

浦和地判昭和57年12月15日判タ494号112頁

オプションツアー中に、オプションツアー提供事業者とは異なる現地会社を実施するパラセーリングに参加した旅行者が、転落事故により負傷した事案について、旅行者には、当該オプションツアーに添乗する義務および危険性を説明する義務はないため、賠償責任は認められない。

*Keyword* タイ パラセーリング オプションツアー

<b>判例54</b> 海への飛び込み（オプションツアー）中の事故についての旅行者の責任……………	344
---	-----

東京地判平成15年4月28日判例秘書

旅行者の企画旅行の催行中の旅程変更により生じた自由行動中に、現地業者主催のオプションツアーに参加したところ、そのツアーの内容として海に飛び込んだ際に事故死した事案において、旅行者の安全確保義務違反、説明義務違反、旅程管理義務違反は認められない。

*Keyword* ギリシャ 飛び込み 溺死 オプションツアー

## 第6章 受注型企画旅行に関する裁判例

<b>判例55</b> 追加手配についての代金負担義務者……………	348
-----------------------------------	-----

東京地判平成18年9月15日判例秘書

会社代表者が知人の音楽家のイタリアでのコンサート鑑賞を含む旅行プランの作成を依頼し、不足費用はその会社が支払って催行された旅行での追加の夕食手配等の費用は、依頼会社による第三者（旅行参加者）のためにする契約であるため、依頼会社にその代金支払義務が認められる。

*Keyword* イタリア 追加手配 契約責任者 受注型企画旅行

<b>判例56</b> 展示会・講習会、演奏会の手配債務の不履行……………	354
---------------------------------------	-----

東京地判平成18年11月13日ウエストロー

受注型企画旅行において、その旅行の主な目的とされた旅行内容の提供が行われなかったことから、旅行者に慰謝料の賠償責任が認められる。

*Keyword* ハンガリー クロアチア 組みひも 尺八 手配債務 慰謝料 受注型企画旅行

<b>判例57</b> 包括料金特約付手配旅行契約（旧約款）における旅行者の 債務不履行責任	359
---	-----

東京地判平成14年3月29日ウエストロー

包括料金特約付手配旅行契約（旧約款）において、旅行参加者らがホテルや食事等の手配不足を理由に旅行残代金の支払を拒んだため、旅行者が参加者らに残代金の支払を求めた事案について、宿泊費、食事代等の個別料金の内訳は観念できないため、残代金を支払うべきである。

*Keyword* ウィーン オーストリア 包括料金特約付手配旅行契約  
旧約款 音楽祭 楽器のレンタル 受注型企画旅行

<b>判例58</b> 受注型企画旅行契約において旅行者の債務不履行責任を認 めた事案	367
--	-----

東京地判平成19年10月10日ウエストロー

受注型企画旅行契約において、旅行者が依頼した「最後の晚餐」の観覧の手配や旅行者が希望するレベルのホテルの手配がなかった場合、旅行者は、慰謝料の賠償責任を負う。

*Keyword* イタリア 契約書面交付義務 債務不履行解除 受注型  
企画旅行

## 第7章 手配旅行に関する裁判例

<b>判例59</b> 募集型企画旅行の債務不履行責任（手配債務の内容）、誇大広 告（不実告知）	378
---	-----

東京地判平成24年1月31日ウエストロー

募集型企画旅行において、旅行者は、パンフレットの内容と齟齬があるとして手配債務の不履行および重要事項に説明義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償を請求したが、パンフレットの内容と齟齬はなく、また説明義務違反もないことから、賠償請求は認められない。

*Keyword* 海外 クルーズ船 船室の手配 債務不履行 説明義務  
違反 損害賠償請求 手配旅行契約

<b>判例60</b> 手配旅行契約における注意義務	383
----------------------------	-----

東京地判平成6年7月7日判タ880号239頁

北京で日本の航空会社から中国の航空会社に乗継予定であった旅行者が、乗継機の出発時刻繰上げにより乗継ぎできなかったとしても、中国の航空会社から日本の航空会社へ出発時刻繰上げの連絡がなかった以上、発券作業をした日本の航空会社に過失はない。

*Keyword* 海外 航空券 乗継ぎ 手配旅行 手配旅行契約

**判例61** 手配旅行者のパスポート残存有効期間の確認義務…………… 385

東京地判平成13年10月31日ウエストロー

手配旅行契約において、パスポートに残存する有効期間の不足により、海外への渡航ができなかった事案について、旅行者は旅行会社に対し、パスポート残存有効期間の確認義務違反を主張して損害賠償請求をしたが、旅行会社に善管注意義務違反は認められず、請求は認められない。

*Keyword* 手配旅行 航空券 パスポート有効残存期間 説明義務  
手配旅行契約

**判例62** 旅行者による格安航空券販売時の説明義務…………… 391

東京地判平成18年8月31日判例秘書

手配旅行契約において、旅行者から格安航空券の発行を受けた旅行者が、旅行者に対し、査証に係る情報提供義務違反のために予定の経路を経られなかったとする損害賠償請求につき、旅行者は査証の要否を含む旅程に関する情報等の提供義務を負わないため、請求は認められない。

*Keyword* 手配旅行 通過査証 格安航空券 説明義務 手配旅行  
契約

**判例63** 手配旅行契約において書面なき特約がなされた場合の旅行者の債務の内容…………… 397

東京地判平成17年11月25日判例秘書

手配旅行契約を締結した旅行者と旅行者との間で、同業他社と同等のサービスを提供する特約がなされたとしても、努力目標を示したにすぎず、提供すべきサービスの内容が客観的に確定されるものではないため、旅行者の行為が特約に沿わなかったとしても、債務不履行とはならない。

*Keyword* フランス ギリシャ 手配旅行 書面なき特約 接待旅行  
手配旅行契約

<b>判例64</b>	<b>手配旅行契約の解除におけるキャンセル料と消費者契約法9条1号の「平均的損害」</b> .....	406
-------------	---	-----

東京地判平成23年7月28日判例秘書

往復航空券やホテル等の手配の依頼を内容とする手配旅行契約の解除にあたり旅行者が負担する取消料等について、航空会社やホテルに支払う取消料・違約料は「平均的損害」（消費者契約法9条1号）の範囲である。手配旅行の取扱料金も手配を完了しており「平均的損害」の範囲である。

*Keyword* 海外 消費者契約法9条1号 航空券 任意解除 手配旅行契約

<b>判例65</b>	<b>①権利能力なき社団であるラグビーサークルは消費者契約法2条1項の「消費者」にあると認定された事例 ②本件における取消手数料の一部が消費者契約法9条1号の「平均的損害」を超えるものと認定された事例</b> .....	411
-------------	--	-----

東京地判平成23年11月17日判タ1380号235頁

権利能力なき社団である大学のラグビーサークルは、消費者契約法2条1項の「消費者」に該当する。事業者である宿泊施設との宿泊契約の取消料のうち、「平均的な損害」（同法9条1号）を上回る金額は無効となるから、宿泊施設はその額を不当利得として返還しなければならない。

*Keyword* 国内 消費者契約法9条1号 サークル 宿泊料金 取消料 手配旅行契約

<b>判例66</b>	<b>ビザ取得要否についての説明義務</b> .....	417
-------------	------------------------------	-----

東京地判平成24年9月14日ウエストロー

航空券の手配を内容とする手配旅行契約を締結した旅行者には、旅行者に対してビザの要否や旅行先の空港から目的地までの行程を確認し、説明する義務はない。

*Keyword* 中国 手配旅行 航空券の手配 説明義務 無登録業者 手配旅行契約

## 第8章 留学あっせんに関する裁判例

- 判例67** ホームステイ先との折り合いが悪く米国留学を断念した者による、留学手続を行った会社等に対する損害賠償請求が排斥された事例…………… 424  
 大阪地判平成8年1月31日判タ919号203頁

国内の会社の選考試験、事務処理手続を経て、米国でホームステイをしながら高校に留学していたが、ホストファミリーとの折り合いが悪く、日常生活や学業に支障が生じたので、ホームステイ先を変更してもらったが、状況は改善されず、結果として留学を断念した事案につき、国内の会社に対し、適切な寄宿先の選択や提供、問題が生じた場合には解決にあたる債務の不履行や不法行為を理由に、損害の賠償を求めたが、契約当事者はそもそも米国法人であり、国内の会社とは契約関係がないし、また、現地法人の対応について不法行為も成立しない。

*Keyword* アメリカ 留学 ホームステイ 留学あっせん

- 判例68** アメリカでの語学研修中、寮のベッドから落下した事故につき、研修を企画した業者らに安全配慮義務違反が肯定された事例…………… 427  
 東京地判平成12年1月28日判タ1034号160頁

海外研修中、寮の危険なベッドから転落負傷した大学生が業者に賠償を求めた事案につき、当該業者は研修を企画した主催者であり、単に海外学校の入学手続代行者ではないと認められることから、安全配慮義務違反による賠償責任を負う。

*Keyword* アメリカ 留学 転落事故 ベッド 語学研修 留学あっせん

- キーワード索引…………… 431  
 裁判例索引…………… 434  
 執筆者一覧…………… 437